

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ぶりに関する令和 8 管理年度における数量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 25 日

山口県知事 村岡 嗣政

まさば及びごまさば対馬暖流系群、ぶりに関する令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に定める数量を、次のとおりとする。

第 1 まさば及びごまさば対馬暖流系群

1 都道府県別漁獲可能量

漁獲可能量
2,700 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県さば類 中型まき網漁業	2,160 トン
山口県さば類 その他の漁業	現行水準

第 2 ぶり

1 都道府県別漁獲可能量

漁獲可能量
試行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県ぶり漁業	試行水準